

# 全住済業務季報

## MUFIS REPORT

2021.5



- 
- ・令和3年度事業計画及び収支予算について
  - ・令和2年度防火活動支援認定事業のご紹介

## Contents

令和3年度事業計画及び収支予算について .....	1
令和2年度防火活動支援認定事業のご紹介	
兵庫県広域防災センターでの防災体験学習 .....	4
愛知県豊橋市高齢者世帯火災予防支援事業 .....	7
会員の声 .....	11
よくあるお問い合わせ Q&A .....	11
機構の動き	
会員状況・被災報告 .....	13
70周年記念事業について vol.4 .....	15
INFORMATION（機構からのお知らせ）	
規程改正・令和3年度業務連絡会議 等 .....	16



表紙写真：愛知県豊橋市「市営西口住宅1号棟」

- ・平成30年度建設
- ・鉄筋コンクリート造9階建て 延床面積6714㎡
- ・受動喫煙防止と火災予防を推進するため、豊橋市営住宅として初めて、敷地内禁煙及び一部の住戸を禁煙とした。

同団地では、当機構の「令和2年度防火活動支援認定事業」として、高齢者世帯に対する火災予防支援事業が実施されました。詳細は、兵庫県営住宅の事例とあわせて本文4～10ページでご紹介しております。ぜひご覧ください。

# 令和3年度事業計画及び収支予算について

令和3年度事業計画及び収支予算については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、理事会の開催は困難であると判断し、定款及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく書面による決議とし、原案どおり承認されました。

令和3年度収支予算は、火災共済掛金収入、資産運用等の収益増額を見込むとともに、異常危険準備金繰入額を倍増させ、1年延期した70周年記念事業に係る経費を計上しつつ、前年度に引き続き、収支均衡を目指したものとなっています。

今後も、火災及び自然災害の発生動向を注視しながら、業務の効率化、管理費の一層の適正化に努め、異常危険準備金の回復に向け、付保率の向上、新規加入促進など増収対策に注力して参ります。

令和3年度事業計画及び収支予算は以下のとおりです。

## 【事業計画】

当機構は、昭和25年以来、地方公共団体の経営する住宅について、火災及び自然災害からの速やかな復旧復興を図るため、地方公共団体相互の救済事業を実施するとともに、会員の防火防災事業を支援してきた。令和3年度においては、引き続き、「会員間の交流促進」と「会員に対する有用な情報提供の強化」を通じ、当機構に対する信頼を一層高めることとし、次の計画及び当年度収支予算に基づき、事業を着実に実施する。

### 1 住宅火災共済事業

#### (1)火災共済委託契約

- ・火災共済掛金収入を11億6,000万円と見込む。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止に留意しつつ、業務連絡会議の開催、役職員による都道府県及び市町村への訪問、都道府県主催の管理担当者会議等への職員の派遣を行う。
- ・さらに、「共済拡大推進室」を設置し、付保率向上、未加入住宅等の加入促進及び新規の市町村会員の確保を図ることとし、付保率65%未満の解消、契約戸数91万戸及び会員数700を目指す。

#### (2)火災共済給付金

- ・支払額を火災共済給付金4億3,200万円、特定給付金3,000万円と見込む。

- ・大規模火災の発生が増加していることから、会員の協力のもと現地調査等にて被災状況等を確認し、被害が大規模となった原因等について調査分析を行う。

### 2 復興建築助成事業

支払額を6,600万円と見込む。

### 3 住宅災害見舞金事業

- ・支払額を1億5,500万円と見込む。
- ・住宅災害見舞金事業については、住宅災害復旧に係る国庫補助の実態調査を実施し、国庫補助の活用と相まって被災住宅の復興が円滑に進むよう制度改正の検討を行う。

### 4 事業経費の推計

令和3年度収支予算のもととなる事業経費の推計は次表のとおりである。

表 令和3年度発生災に対する事業経費の推計

(単位:百万円)

区 分	当年度発生災 支出額(A)	支払備金 当期積立額(B)	当年度発生災に 対する経費(A+B)
火災共済給付金 (特定給付金含む)	47 [40]	337 [345]	384 [385]
復興建築助成金	7 [6]	65 [64]	72 [70]
住宅災害見舞金	56 [55]	94 [95]	150 [150]
合 計	110 [101]	496 [504]	606 [605]

(注)括弧内は令和2年度発生災に対する事業経費(予算ベース)

## 5 住宅防火補助事業

- ・事業名を「住宅防火施設整備補助事業」から「住宅防火補助事業」に改める。
- ・会員による先進的な防火の取組を本格的に支援するため、これを補助事業の主要な柱に位置づける。
- ・従来の防火設備に対する補助事業については、申請手続の簡素化を図るとともに、会員サービスの低下とならないよう配慮しつつ合理化する。
- ・支払額を1億500万円とする。

## 6 共済事業に係る発生経費の月次把握

年度途中における経営状況を把握・分析して、翌年度の予算編成や施策の見直しの検討を行うため、支払備金管理システムにより、当年度発生災支払額、仮支払備金繰入額の増減及び既発生未報告支払備金の処理状況を月次に把握し、中間決算及び決算見直しを行う。

## 7 異常危険準備金の繰入額の倍増

大規模な火災や自然災害の発生が増加傾向にあり、将来の火災共済給付金等の支払いを確実にするため、平成30年度及び令和元年度に大きく取崩した異常危険準備金の早期回復を目指し、繰入額を掛金収入の5%から10%に引き上げる。

## 8 調査研究事業

再調達価額算定のため、標準単価設定に係る調査を行う。

## 9 業務処理システムの的確な運用

機構基幹システム、オンライン申請システム等について、より一層の安全性、利便性確保に努めるとともに、併せて、会員の協力を得て、オンライン申請の利用促進を図る。

## 10 コミュニケーションの強化に向けた取組

- ・会員間交流の促進のため、知事、市町村長をはじめとする多くの会員の参加を得て、70周年

記念フォーラムを11月10日に開催する。

- ・70年史の刊行、ホームページでの情報発信、機関誌などの広報強化により、会員向け情報提供の充実を図る。

## 11 防火思想の普及事業

令和3年度の防火防災セミナーは、70周年記念フォーラムを活用するとともに、防火思想の普及事業については、防火防災セミナーの開催方法等を含め住宅の防火・防災に関してより効果的な情報提供ができるよう検討する。

## 12 その他共済関連事業

- ・機関誌「全住済業務季報」を4回(うち2回は電子版)発行し、会員に有用な情報提供等を行う。
- ・リーフレット「火災共済事業のご案内(令和3年度版)」を作成する。

## 13 資産運用

近年、低金利の状況が続く中で、4,400万円以上の運用益を確保するため、地方債や事業債による運用に加え、財産管理規程に従い、理事会の厳格な監督下で引き続き私募リートによる適切な運用を行う。

## 14 建物管理事業

賃貸物件については、契約形態を定期借家契約に改め安定収益の確保を図りつつ、法令等に基づき、その収益の50%を公益目的事業実施の財源に充てる。

## 15 危機管理対応

新型コロナウイルス感染の拡大等の危機への対応のため、令和3年4月からテレワークを引き続き本格実施する。また、業務のデジタル化の実施方法及び職員の働き方改革を検討しつつ一層推進する。

[収支予算]

収支予算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
<b>I 一般正味財産増減の部</b>				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 火災共済掛金				
火災共済掛金	1,160,000,000	1,140,000,000	20,000,000	
火災共済掛金合計	1,160,000,000	1,140,000,000	20,000,000	
② 共済契約準備金戻入額				
普通責任準備金戻入額	0	0	0	
共済契約準備金戻入額合計	0	0	0	
③ 建物管理収益				
賃貸料	64,780,000	64,700,000	80,000	
建物管理収益合計	64,780,000	64,700,000	80,000	
④ 特定資産運用益				
特定資産運用益	37,450,000	39,450,000	△ 2,000,000	
特定資産運用益合計	37,450,000	39,450,000	△ 2,000,000	
⑤ 雑収益				
受取利息	10,000	50,000	△ 40,000	
有価証券運用益	6,790,000	3,870,000	2,920,000	
担当者会議受取会費	0	1,000,000	△ 1,000,000	
その他雑収益	340,000	40,000	300,000	
雑収益合計	7,140,000	4,960,000	2,180,000	
経常収益合計	1,269,370,000	1,249,110,000	20,260,000	
(2) 経常費用				
① 事業費				
共済事業費	788,000,000	915,000,000	△ 127,000,000	
共済契約準備金繰入額	39,000,000	△ 123,000,000	162,000,000	
人件費	124,790,000	128,820,000	△ 4,030,000	
その他事業費	136,100,000	156,520,000	△ 20,420,000	
事業費合計	1,087,890,000	1,077,340,000	10,550,000	
② 管理費				
人件費	132,510,000	108,160,000	24,350,000	
その他管理費	43,220,000	51,220,000	△ 8,000,000	
管理費合計	175,730,000	159,380,000	16,350,000	
経常費用合計	1,263,620,000	1,236,720,000	26,900,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	5,750,000	12,390,000	△ 6,640,000	
特定資産評価損益等	0	0	0	
有価証券評価損益等	0	0	0	
当期経常増減額	5,750,000	12,390,000	△ 6,640,000	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益合計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用合計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	5,750,000	12,390,000	△ 6,640,000	
法人税、住民税及び事業税	5,450,000	5,300,000	150,000	
法人税等調整額	△ 80,000	△ 50,000	△ 30,000	
当期一般正味財産増減額	380,000	7,140,000	△ 6,760,000	
一般正味財産期首残高	1,479,336,316	1,472,196,316	7,140,000	※ 1
一般正味財産期末残高	1,479,716,316	1,479,336,316	380,000	
<b>II 正味財産期末残高</b>	1,479,716,316	1,479,336,316	380,000	

※ 1 一般正味財産期首残高は、前期予算の一般正味財産期末残高である。

# 令和2年度防火活動支援認定事業のご紹介

前号(令和3年1月発行)でご案内した「令和2年度防火活動支援事業の認定」につきまして、補助対象となった「先進的な防火活動の取組み」の詳細をご紹介します。

## □兵庫県広域防災センターでの防災体験学習

兵庫県が県営住宅居住者で主に65歳以上の介護保険サービス等を受給している高齢者の防火意識等の啓発・向上を図るため、兵庫県広域防災センターにおいて防災体験学習を受講させた事業です。

特徴的なのは、対象である高齢者自身が火災等発生時に備え、いざという時の知識・対応力を習得することはもちろん、さらに一層の防火活動等の実効性を上げるために、日常生活を支援する担当ケアマネジャー、地域包括支援センター職員と一っしょに当該体験学習に参加したことです。

「本学習を通して支援者・被支援者がともに、平常時から防災・防火意識を共有する。」この点が防火活動支援事業として認定された大きな要因となりました。

### 1. 事業実施の経緯

これまで兵庫県では、住宅防火施設整備補助事業を通して、消火器や住宅用火災警報器等の設備の整備を進めているにも関わらず、県営住宅の火災発生件数は、全国の他の地方公共団体の公営住宅と比較して多い傾向にありました。県土整備部住宅建築局住宅管理課では、この状況を打破するために、従来とは異なる活動が必要であると検討している際に、全国公営住宅火災共済機構より、防火活動への補助事業の実施通知を受け、今回の事業の実施を計画しました。

### 2. 事業概要

#### (1) 事業趣旨

県営住宅居住者で主に65歳以上の介護保険サービス等を受給している高齢者の防火意識等の啓発・向上を図ること。

#### (2) 事業概要

対象高齢者が日常生活を支援する担当ケアマネジャー、地域包括支援センター職員と一っしょに兵庫県広域防災センターにおいて防災体験学習に参加する。広域防災センターまでの往復の交通手段は、貸切中型バスを利用。

- ①事業実施日 令和2年10月25日
- ②事業対象者 兵庫県営住宅 姫路吉田住宅、姫路日出住宅に居住する主に65歳以上の高齢者で、かつ現在介護保険サービスを利用している方  
参加人数 20名(うち2名は指定管理者)

#### ③兵庫県広域防災センターの防災体験学習の内容

- 体験学習アドバイス … 暮らしの中における防火・防災等の災害への備えに関するアドバイス等
- 体験型学習・訓練

1.地震体験 2.消火器取扱体験 3.屋内・屋外消火栓取扱体験

※介護支援者の介助のもとに、体力が落ちた高齢者でも取組みが可能な体験学習プランを習得しました。

- ④当日同行した関係者 ケアマネジャー、地域包括支援センター職員、兵庫県公社住宅サービス職員

- ⑤事業実施担当主管課 県土整備部住宅建築局住宅管理課  
提携先部署 兵庫県広域防災センター  
兵庫県公社住宅サービス … 指定管理者  
協力先 姫路市城乾・東光地区地域包括センター等
- ⑥所要経費 127,380円 ※内訳 資料作成代、同行指定管理者人件費、中型バス代、普通傷害保険料等
- ⑦事業実施にあたっての関係者打合せ実施回数 2回

写真は会員サイトでのみ公開しております。

講習

写真は会員サイトでのみ公開しております。

地震体験

写真は会員サイトでのみ公開しております。

消火器取扱体験

写真は会員サイトでのみ公開しております。

消火栓取扱体験

### 3. 事業実施

#### (1) 準備から実施まで

まず、指定管理者や地域包括支援センターとともに対象団地の選定を行い、次に複数ある兵庫県広域防災センターのメニューの中から、高齢者の方々が参加しやすく、より効果的なメニューを選択することに注力しました。しかし、県営住宅の入居者は高齢者の方が多く、新型コロナウイルスに罹患した場合に、重症化するリスクが非常に高く、かつ、今回の事業はバスによる集団移動を計画していましたので、対象となる団地入居者から理解を得ることが難しく、ご協力いただけないケースが発生し、参加者を募る点に特に苦労を要しました。

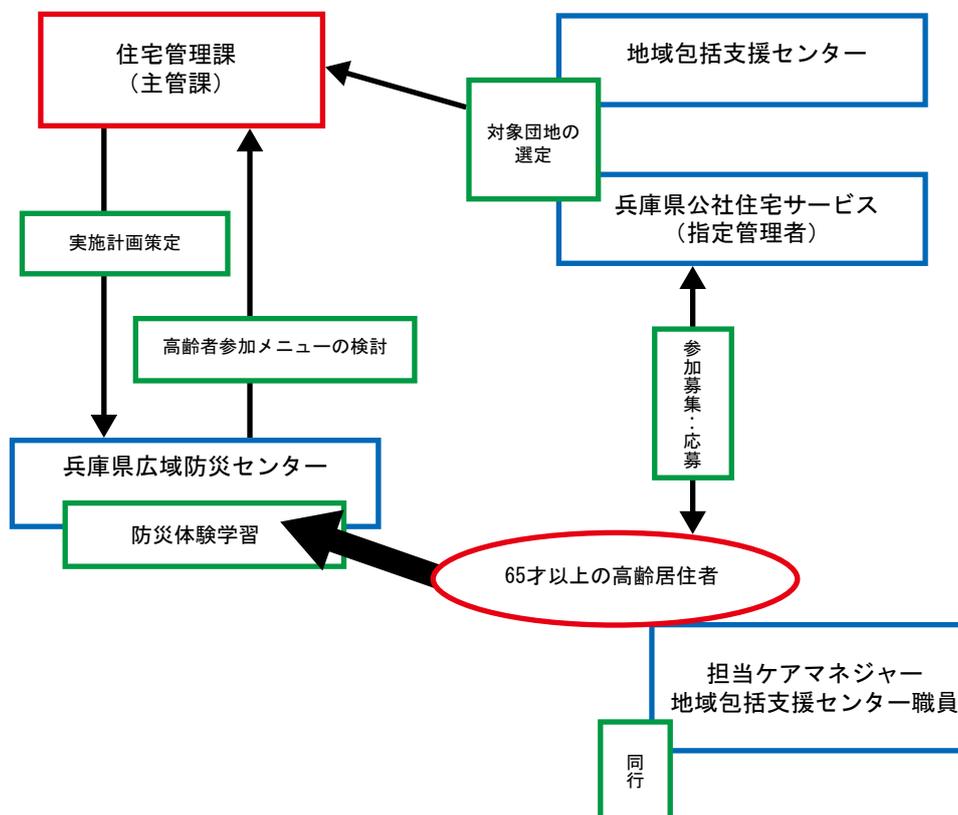
#### (2) 実施にあたって

今回の事業への参加者決定後は、新型コロナウイルス対策として、参加する方々には事業実施日及び実施日前の2週間、毎朝の検温を依頼するとともに、バスによる移動時や広域防災センターでの座学の際には窓を開ける等の換気を徹底して行いました。

また、今回の事業では、その実効性を上げるために、県営住宅の高齢入居者本人のみならず、その方を担当するケアマネジャーや地域包括支援センター職員にも、当日、防災体験学習・訓練に参加してい

ただき、介護の支援者・被支援者がともに防災・防火についての知識といざという時の対応力を習得してもらうことで、平常時から防火・防災を意識してもらえようようにしました。

兵庫県広域防災センター防災体験学習事業



(3) 事業終了後に振り返って

県営住宅の入居者の高齢化率が上昇の一途をたどる中、高齢入居者への防火等の意識を啓発することは、ますます重要になるため、引き続き当該事業と同様の事業を継続したいと検討しています。その際には、火災や災害発生時に高齢者が高齢者の避難を支援する場面も想定し、今回実施した兵庫県広域防災センターでのメニューには含まれていませんでしたが、避難時の高齢者同士の支援の仕方等についても座学あるいは体験できるようにしたいと考えています。

さらに、兵庫県では寝タバコ等の入居者起因による火災(ボヤ含む)が多く発生しているため、高齢者に限らず、入居者自身により当事者意識を持ってもらえるようなセミナー等の開催も効果的であると考えています。

防火活動支援認定事業「兵庫県広域防災センターでの防災体験学習」のご紹介は、以上になります。

この事業は、火災予防の実効性を高めるために対象となる高齢入居者のみならず、生活支援者である福祉関係者といっしょに体験学習に参加するスタイルで、兵庫県の独自の視点を盛り込んだユニークな事業として評価が高く令和2年度防火活動支援事業のリーディング事業として、認定されました。

地域によっては、体験学習ができる施設は限られるとは思いますが、このコロナ禍において、イベントを実施するにあたっての対応等は、非常に参考になるものと考えます。担当者の方の日頃の業務のなかでの「気づき」が取組みの起点になり、火災予防の強化の対策につながった事業となりました。

## □愛知県豊橋市高齢者世帯火災予防支援事業

愛知県豊橋市住宅課が、指定管理者および消防本部と連携して、公営住宅の単身かつ75歳以上の世帯を対象に戸別訪問を行い、高齢者でも扱いが容易なエアゾール式簡易消火具の配付とその使用上の注意点の説明と、各対象者の生活にあわせた防火指導も行った事業です。

事業の実施主体である住宅課が、配布資料等の作成を消防本部に依頼し、対象世帯の訪問活動するのは指定管理者と消防予防課、消防救急課という体制で実施し、今後の防火活動支援事業の普及にあたり、公営住宅等管理の現場が一番取り組みやすいモデルになるという点が評価されました。

### 1. 事業実施の経緯

市営住宅の指定管理者である豊橋市営住宅管理センターは、市営住宅の高齢化が進む中、防災訓練とは別に高齢者を対象とした啓発事業を考えており、市の住宅課に、「年1回を目安に高齢単身居住者を中心に災害情報の提供を行い、防災意識の普及と啓発事業の推進を行う」とした事業計画書を提出していました。

この事業計画書の提出を受けて、指定管理者の自主事業を行うよう指導する立場にある住宅課では、自主事業が具体化できる機会を検討していたところに、防火活動への補助事業の試行的実施の通知がありました。

### 2. 事業概要

#### (1) 事業趣旨

市営住宅に居住する75歳以上の単身入居者へ、高齢者に寄り添った防災意識の普及と啓発活動を行う。

#### (2) 事業概要

住宅課、指定管理者(豊橋市営住宅管理センター)、消防本部予防課及び消防救急課の3者が、単身高齢者世帯を戸別訪問し、防火指導等を行うとともに、エアゾール式簡易消火具の配付とその使用方法・保管上の注意点も併せて指導を行いました。

##### ① 事業実施期間

令和2年11月9日(月)～13日(金)

消防本部の「秋の火災予防運動(11月9日～15日)」の事業の一環として実施し、1日あたり7戸を訪問し、各戸の訪問は9日～11日は、9:20～11:40の時間帯、12・13日は、13:20～15:40の時間帯で実施。1戸当たりの訪問所要時間は20分程度で行いました。

##### ② 事業対象住宅と対象者

市営西口住宅1号棟(豊橋市高師町)に居住する75歳以上の単身世帯

この住宅は、平成31年2月建設、5月より入居開始した総住戸数121戸の住宅ですが65歳以上の単身高齢者世帯が多いため、禁煙住戸を設けるなど火災予防に配慮しています。

##### ③ 事業実施担当主管課

豊橋市建設部住宅課

##### 提携先部署

豊橋市営住宅管理センター(指定管理者)

豊橋市消防本部 予防課、消防救急課

##### ④ 事業実施体制

豊橋市建設部住宅課 1名

豊橋市営住宅管理センター(指定管理者)職員 1名

消防本部予防課 再任用職員 1名

消防本部消防救急課職員 1名

⑤所要経費 51,975円（財源は全て補助金による）

⑥当日までの提携部署との打合わせ実施回数

消防本部 5回程度

豊橋市営住宅管理センター（指定管理者）とは、月1回の定例の連絡会議で行いました。

### 3.事業実施

#### （1）準備から実施まで

まず、住宅課から消防本部予防課に対し本事業の提案を行い、さらに人員の点から、消防本部予防課から消防救急課へ依頼をしてもらう形をとりました。

消防本部予防課とは、事業実施の役割分担や訪問時に配布するチラシの内容について4、5回打合せを行い、最終的に、戸別訪問時に配布する機材は、エアゾール式簡易消火具としました。

打合せ段階では、消防本部より、候補としてエアゾール式簡易消火具のほかに、不燃性のエプロンや腕カバー、簡易型のブレーカー自動遮断装置等の提案がありました。

エアゾール式簡易消火具に決定後は、消防本部予防課が使用方法等の説明用チラシの原稿を作成し、必要部数が少なかったことから、印刷は、住宅課の在庫にあったプリンター専用紙を使用して、カラー印刷しました。それ以外のチラシは、消防本部が用意しました。

事業実施決定後は、消防本部予防課が「秋の火災予防運動」の実施内容の一つとして報道発表し、HPにて紹介も行っていきます。

また、戸別訪問の実施主体となる豊橋市営住宅管理センター（指定管理者）とは月1回の連絡会議などで具体的な訪問計画について打合せを行いました。

まず、戸別訪問は7人ごとのグループに分けて日にちを指定し、時間は9:20~11:40といったように幅をもたせて案内することを決め、事業概要については、事前に西口住宅の自治会長にも報告しました。対象世帯に対しては、事前に訪問日時を知らせるため、2週間ほど前に事業案内を自宅の郵便受けに投函しましたが、事前に訪問日の変更依頼の電話があったのは1件のみで、実際は当日に職員が訪問した際に日程を変更するケースもあり、臨機応変な対応が必要となりました。



写真は会員サイトでのみ公開しております。

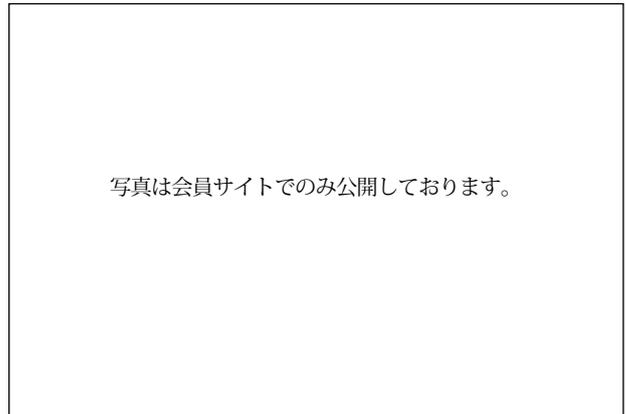
打ち合わせの様子（住宅課と消防本部予防課）

#### （2）訪問内容

実施日は、住宅課、豊橋市営住宅管理センター、消防本部予防課、消防救急課から各1名ずつ計4名で対象世帯住戸を戸別訪問しました。

まず、対象者にエアゾール式簡易消火具を渡し、使用方法と使用期限が切れたときの処分方法等をチラシを使って説明し、その後消防本部職員が居住状況を見て、それぞれの暮らし方に合った生活上の注意点について、チラシを使いながら指導しました。

具体的には、消防本部予防課の職員は、コンロ廻りに燃えやすい物を置かないことや、緊急時に駆けつけてくれる人がいるかなどの聞き取りをし、消防救急課職員は、床に敷いたマットで転倒しないようにすることや、家具の転倒防止の処置などを指導する一方で、喉に物を詰まらせかけたことがなかったか等の聞き取りを行いました。なお、室内への入室を拒む入居者には、玄関先や1階ホールにて対応しました。

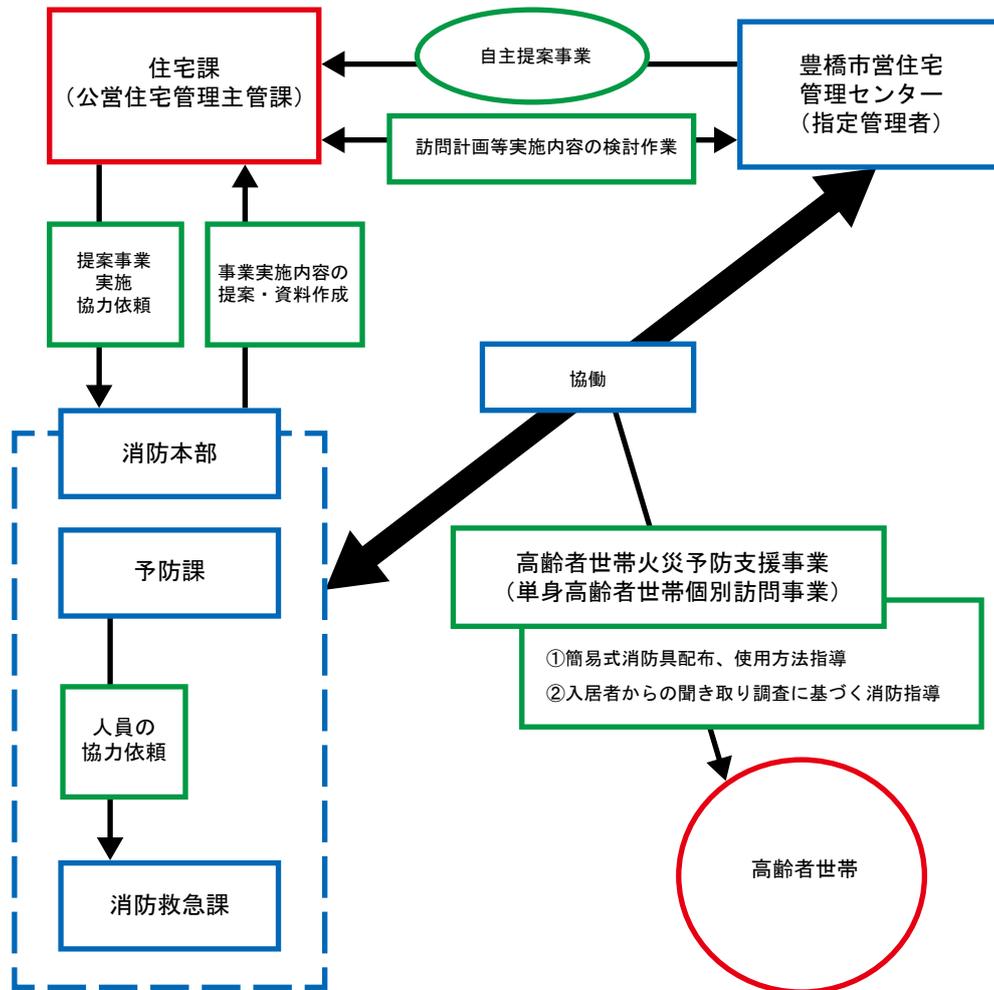


戸別訪問の様子

豊橋市高齢者世帯火災予防支援事業

●事業実施内容

消防器具使用方法指導、簡易消火具配付(使用指導含む)、生活状況の聞き取り、生活指導



(3) 事業終了後に振り返って

この「高齢者世帯火災予防支援事業」は、戸別訪問をした入居者の方々からは、消防職員が居室の現況を見ながら、実際の暮らしぶりやそれぞれの事情に沿った必要な注意点等を指導したこともあり、実生活に役立つと好評でした。

また、防火活動支援事業に対する消防本部の評価が高いこともあり、今後、消防本部と更に連携をしっかりと行い、「高齢者世帯火災予防支援事業」の対象戸数を順次計画的に増やしていきたいと考えています。そのため、次のような点の改善を検討したいと考えています。

①自治会からの事業実施の通知

次回からは、事業の実施について、自治会からも別途案内をすることで、さらなる周知の徹底を行い、訪問対象外の住宅居住者に対しても事業への理解と防火に対する取組課題の認識形成を図ります。

②戸別訪問予定期間にゆとりをもたせる

限られた実施期間の中で、多くの世帯を訪問する必要から、戸別訪問スケジュールがタイトだったため、例えば、訪問日の変更の申出による、ほかの対象世帯との訪問日の入替え等の日程調整作業が大変でした。今回は柔軟に対応できるよう、もう少し日程に幅をもたすことが必要だと考えます。

③戸別訪問時における生活介助者等の同席

知的障がい者の方など、ヘルパーによる介助等を受けている世帯への指導は、介助者の方や別居している家族にも一緒に聞いてもらうことでより高い実効性を図れるのではないかと考えています。

④外国籍の入居者への対応

今回、外国籍の入居者是对応できず対象から外しましたが、今後の課題です。

当該事業の主管課である住宅課は、火災共済機構の住宅防火施設整備補助事業の利用により、整備を進めていた住宅用火災警報器の交換事業が終了したため、新たな補助申請事業を検討する一方で、指定管理者である豊橋市営住宅管理センターから提案された自主事業を指導する立場から、提案された自主事業が行える機会を検討していました。

また、提携先の部署である消防本部は、近年の主要課題である「高齢者の火災予防」に対し、実効性のある啓発の機会がないか検討していました。

そこにタイミングよく、火災共済機構より「令和2年度防火活動に対する補助事業の試行」が実施されたことから、「高齢者世帯火災予防支援事業」について該当事業予算がなかったものの、消防本部の協力と機構の補助金で実現できました。

以上が、令和2年度認定事業「高齢者世帯火災予防支援事業」の紹介になります。

本事業は、主管課である住宅課が、全国の公営住宅が抱える喫緊の課題「高齢単身世帯の実態把握、見守り」について、防火活動を通してフォローアップすると同時に、指定管理者の提案事業のバックアップを行い、消防庁の全国的課題とニーズにセットしていったという、全国どこにおいても見本になるような提携スキームを実現した点が、非常に評価され、防火活動支援事業のリーディング事業として、認定されました。

豊橋市からは、早い時期から「高齢者世帯火災予防支援事業」を今後の継続事業として検討したい旨の申し出があり、先に紹介いたしました兵庫県も引き続き継続を検討されていることから、防火活動に対する補助事業は、令和3年度より住宅防火補助事業の主要な補助対象として、位置づけてまいります。防火活動に補助を行う事業の性格上、引き続き、事業の内容について審査した事業に補助する形になりますが、ご検討事例があれば事前にご相談いただき、ご活用いただきたくお願い申し上げます。

## ～ 会員の声 ～

### ○長崎県長崎市

当市は令和2年4月より機構に加入しました。それまで加入していた共済と比べ掛金が安くなるうえ、火災復旧においても過去の被害実績を基に推計すると、復興建築助成金と併せて大方補填されることが予測され、その他住宅防火補助事業の利用や小規模自然災害での優位性等々、様々な観点から比較検討した結果、機構への加入が有利であると判断しました。

加入初年度は台風9号と10号での被害があり、特に台風10号での被害が大規模であったため、現在被害状況の精査を行っております。精査完了後に住宅災害見舞金の交付申請を行う予定です。

また、加入の理由にもあがった住宅防火施設整備補助事業(現住宅防火補助事業)にて、消火器とガス警報器の交換を行いました。火災や自然災害が発生した場合に受けとる給付金や見舞金と異なり、計画を立てながら利用できるのも、今後も活用していきたいと思っています。



## よくあるお問い合わせ Q & A

会員の皆様より、お問い合わせいただきました手続きや制度についてのご質問に回答いたします。

### 【住宅火災共済事業】に関するご質問

Q

火災が発生し、機構へ被災報告(別記様式6)を提出しようと思うが、まだ原因や今後の処置等詳細が決まっていない。どの時点で報告書を提出したらよいか？

被災が判明した時点で速やかに被災報告書(別記様式6)の提出をお願いします。

原因は調査中、修復経費は確認中、請求予定時期は未定であったとしても、被災した旨の第一報を報告いただき、以後、各報告事項が判明次第追加の報告を行うようにしてください。

また、被災報告は「遅くとも被災した日の属する年度末まで」に報告を行っていただくこととしています。

報告書(別記様式6)は、オンライン申請からご報告をお願いします。

メールまたはFAXからもご提出いただくことができます。



A

～ご参考：請求手続き全体の流れ～

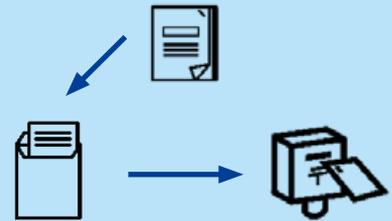
	被災後遅滞なく (遅くとも被災した日の属する 年度末まで)	修復経費確定後速やかに (被災日から3年以内)	請求書(別記様式4)等 受理から30日以内
【会員】	被災報告書(別記様式6)の提出	請求書(別記様式4)等の提出	
【機構】			内容審査 → 金額決定 → 通知 → 送金

## 【住宅火災共済事業】に関するご質問

**Q** 被災報告書(別記様式6)提出後、火災共済給付金の請求ができるタイミングはいつか？

修復経費が確定した時点で、給付金請求ができます。  
火災共済給付金の請求には次の書類を提出してください。

- ①火災共済給付金・特定給付金・復興建築助成金請求書(別記様式4)
- ②住宅被災調書(別記様式7)
- ③修復工事請負契約書又は請求書(写し)
- ④工事明細書(写し)
- ⑤住宅の状況を示す図面
- ⑥被災状況を示す写真(カラー写真又はカラーコピー)



**Q** 火災発生により、被災住戸の入居者に一時避難の形で別の住戸へ入居してもらうことになる。その場合の移転先への引っ越し費用等は給付金の対象となるか？

**A** 移転等の費用は給付金の対象になりません。  
火災共済給付金は、被災住戸に係る修復経費に対してお支払いします。

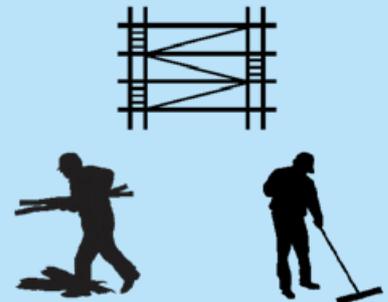


**Q** 被災住戸を修復しないで用途廃止するが、その場合の取片付け費用は対象になるか？

特定給付金の対象となります。  
特定給付金とは修復しない場合でも保全行為や残存物の取片付け等、管理上何らかの応急措置のための経費への充当を目的として、設けている制度です。

【応急措置の例示】

- ①被災住宅が崩壊、倒壊しないための措置
- ②被災建物の中に人が入れないように封鎖する措置
- ③被災により漏電、漏水及びガス漏れしている箇所の検査、修理
- ④燃焼物のおおいを封ずる措置
- ⑤外見からは被災したことがわからないようにする措置
- ⑥被災した住宅の取壊し、取壊した残材の処分及び清掃



**Q** 特定給付金の算定方法は？

**A** 特定給付金は、実際に要した応急措置経費、修復しない住戸に係る共済委託契約の20%に相当する額又は被災住宅1戸当たり100万円のいずれか低い額を限度とします。



**Q** 修復しない場合の契約の取扱い

**A** 被災後、その住宅を修復しないことが決定された場合、契約は終了し、被災日の翌日以降の契約は解約扱いとなります。この場合、被災日の翌日から契約期間終了日までの未経過期間に係る掛金は、日割計算の方法によって算出した額を返戻します。その際、算出した額に百円未満が生じた場合は切り捨てます。

お問い合わせ先：TEL 03-3501-9497(事業部)

E-mail jigyou@kojukyoo.or.jp

## 会員状況

区 分	令和元年度末	令和2年4月～令和3年3月期		令和2年度末
		加 入	退 会	
都道府県	47	0	0	47
市 区	293	5	2	296
町 村	349	2	3	348
合 計	689	7	5	691

## 令和2年度被災報告

この部分は会員サイトでのみ公開しております。

この部分は会員サイトでのみ公開しております。

# 70周年記念事業について vol.4

## ○令和3年11月10日(水)開催 「70周年記念フォーラム」について

知事、市町村長をはじめ関係団体のトップを迎え、会員各位が機構創立の70年を振り返り、社団法人の原点に立ち返るとともに、「機構の存在意義」を再確認する機会とするため、本年11月10日に「70周年記念フォーラム」を開催いたします。

### 【70周年記念フォーラム】

- (1) 日 時: 令和3年11月10日(水)14:30~19:00
- (2) 場 所: ルポール麴町  
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-3  
TEL 03-3265-5361
- (3) 内 容
- ① 主催者挨拶・業務報告、来賓挨拶、感謝状贈呈 14:30~15:00  
※感謝状受領者  
石川 智能 氏 (前藍住町長、元当機構理事)  
金子 清 氏 (元新潟県知事、元当機構理事)  
高橋 正樹 氏 (当機構総会議長、理事)
- ② 記念講演 15:00~17:00  
第1部 加藤 久喜 氏  
(東京建物株式会社 専務執行役員、元復興庁事務次官)  
「防災行政の展開と共済への期待」  
第2部 山田 啓二 氏  
(公益財団法人京都文化財団 理事長、元全国知事会会長)  
「地方創生とセイフティーネット」
- ③ 会員交流会 17:30~19:00(17:00開場)  
会場において70年の歩みをまとめたパネル展示を行うとともに、  
参加者による記念撮影を行う。

※次回8月号では、フォーラムの内容について詳しく掲載する予定です。

# INFORMATION

## 1 規程が改正されました

住宅防火施設整備補助事業実施規程が改正されました。(施行日:令和3年4月1日)  
詳しくは令和3年5月7日付「全住済企発第1号」にてご案内しています。

### (1)改正事項

- ①事業名「住宅防火施設整備補助事業」を「住宅防火補助事業」に改めます。
- ②補助対象に防火活動支援事業を追加し、バリアフリー関連を廃止します。

### (2)改正理由

会員による公営住宅等の入居者に対する先進的な防火の取組を支援するため、防火活動支援事業を補助事業の主要な柱と位置付けます。また、従来の防火設備に対する補助から防火の取組に対する補助に重点をシフトするため、事業名を「住宅防火補助事業」に改めます。

防火設備の補助対象の合理化を図るため、バリアフリー関連については国庫補助制度利用に移行することとし廃止します。

## 2 令和3年度公営住宅等火災共済業務連絡会議について

標記会議は、火災共済事務担当者の皆様が円滑に事務手続きを進めていただけるよう毎年9月～10月に開催していますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年の時期での開催は取り止めることとし、それ以降の年度内の開催について検討しています。なお、決まり次第、当機構ホームページ上でご案内させていただきます。

## 3 会議報告

令和2年度第2回定例理事会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催は困難と判断し、令和3年度事業計画及び収支予算等に関する提案内容について書面による決議とさせていただき、原案どおり承認されました。併せて報告事項を通知し理事及び監事全員に了知されました。

## 4 令和3年度の会議予定

- 第1回定例理事会 (令和3年5月26日(水)に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年度事業報告および決算等について、書面による決議の手続きを行っています。)
- 定時総会 (令和3年6月23日(水)、東京都千代田区平河町「ルポール麹町」)
- 臨時理事会・運営協議会 (令和3年11月10日(水)、東京都千代田区平河町「ルポール麹町」)
- 70周年記念フォーラム ( // )
- 第2回定例理事会 (令和4年 3月下旬)

## 5 テレワーク実施のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡散防止対策とともに、政府の「働き方改革」への取組として、テレワーク(在宅勤務)を令和3年4月1日から本格実施することとなりました。今後も円滑な業務遂行を心がけて参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 6 消防庁の「住宅防火対策の今後の展開について」の記事について

本号の全住済業務季報に掲載を予定しておりました、消防庁の「住宅防火対策の今後の展開について」の記事は当機構のホームページに掲載いたしましたので、ご案内いたします。

### 編 集 後 記

新年度になり、2か月余りが経ちました。新しい環境になった方も多いのではないのでしょうか。当機構にもこの4月から2名の新入職員が入ったことに加え、人事異動があったりと、新しい体制でのスタートとなりました。

また、当機構はこれまで在宅勤務の試行実施をしてきましたが、令和3年4月より本格実施が始まりました。時差通勤も定着し、対策をしつつ日々仕事に励んでおります。

在宅勤務が始まった当初は、自宅で仕事をするという慣れない環境に戸惑いましたが、今では自分の仕事のスタンスを作れてきているようにも感じます。私自身、新年度になってから、後輩指導をしつつ新しい仕事を覚えていくという初めての環境に苦戦する日々ですが、これもまた、きっと良い意味で慣れていくのではないかと思います。

新型コロナウイルス感染症の流行により、私たちの生活は大きく変わりましたが、良い変化は残しつつ、また元の日常に戻るときがくることを願うばかりです。

(M. S)

## 全住済業務季報 (MUFIS REPORT) 2021.5

令和3年5月発行 / No.199

発行：公益社団法人全国公営住宅火災共済機構

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目3番17号 虎ノ門2丁目タワー 21階  
TEL 03 (3501) 9479 FAX 03 (3501) 6914  
<https://www.kojukyo.or.jp> E-mail [kjk@kojukyo.or.jp](mailto:kjk@kojukyo.or.jp)

編集協力：SEI ビジネスクリエイティブ株式会社

# 会員の皆様へ 被災報告書の提出のお願い

火災や自然災害により被害を受けた共済加入住宅等(被災住宅)はありませんか？  
ある場合には、速やかに「被災報告書」のご提出をお願いいたします。

	対象事業	書式	方法(共通)
火 災	火災共済給付金	別記様式6	①オンライン申請システムによる送信 ②E-mailまたはFAXによる送信*
自然災害	住宅災害見舞金	別記様式9	

※書式は機構ホームページよりダウンロード可能

～ご参考:請求手続き全体の流れ～

	被災後遅滞なく (遅くとも被災した日 の属する年度末まで)	修復経費/被害概算額 確定後速やかに (被災日から3年以内)	請求書等受理から30日以内
【会員】	被災報告書の提出	請求書等の提出	内容審査 → 金額決定 → 通知 → 送金
【機構】			

<問い合わせ先:事業部>  
 T E L:03-3501-9497  
 F A X:03-3501-6914  
 E-mail:jigyou@kojukyo.or.jp



〈交通のご案内〉  
 地下鉄日比谷線「虎ノ門ヒルズ」駅下車 徒歩3分  
 地下鉄銀座線「虎ノ門」駅下車 徒歩5分



公益社団法人全国公営住宅火災共済機構

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目3番17号 虎ノ門2丁目タワー21階  
 TEL 03-3501-9479(総務部)・9497(事業部)・9498(企画調査部)  
 FAX 03-3501-6914  
<https://www.kojukyo.or.jp> E-mail:kjk@kojukyo.or.jp

公営住宅 火災共済